

# 埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成28年11月

埼玉県

## 目 次

はじめに	1
第1 基本事項	3
1 趣 旨	3
2 計画期間	3
3 対象区域	3
4 対象物	3
5 処分先	3
6 高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限	4
(1) 処分期間の設定	4
(2) 特例処分期限日の設定	4
7 低濃度PCB廃棄物の処理完了期限	5
8 その他	5
第2 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	6
第3 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の計画的な推進	7
1 効率的かつ実効性のある掘り起こし調査の実施	7
2 処分期間内又は特例処分期限日までの確実かつ適正な処理	7
3 電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品	7
第4 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保	9
1 PCB廃棄物の処理の体制	9
(1) 高濃度PCB廃棄物	9
(2) 低濃度PCB廃棄物	9
2 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策	10
(1) 保管事業者	10
(2) 所有事業者	10
(3) PCB廃棄物処理業者	11
(4) 県及び政令市	12
3 PCB廃棄物の広域的な処理の体制	13

## はじめに

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、電気絶縁性が高く、熱で分解しにくい、不燃性であるなど化学的に安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で使われていた。

しかし、食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたPCBが食用油の中に混入し、これを摂取した人たちに健康被害を発生させたカネミ油症事件が昭和43年に起き、PCBの毒性が問題化した。さらに、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなどPCBによる汚染が社会問題となり、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、PCBの製造、輸入が事実上禁止になっている。国際的には、PCB等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）が平成13年5月に採択された。我が国は、平成14年7月の同条約締結の国会承認を経て、翌8月に加入した。この条約では、PCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などが定められている。

このような状況から、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。）」が施行された。平成28年7月までにPCB廃棄物を処分することになり、この法律に基づき国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。）」で、拠点的広域処理施設を全国で5か所整備することとなった。

環境事業団は、平成14年11月に、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（一都三県）のPCB廃棄物の処分を行う東京事業について、環境大臣の認可を得て、都市計画決定や環境影響評価、その他の法的手続を進めた。その後、環境事業団から事業を継承した日本環境安全事業（株）（平成26年12月に「中間貯蔵・環境安全事業（株）」に社名変更）は、平成16年7月にPCB廃棄物処理施設の建設工事に着手し、平成17年11月に処理が開始された。

一方、特別措置法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、国において焼却実証試験を行った。当該試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に低濃度のPCBに汚染された廃棄物が追加された。その後、当該制度を活用して低濃度のPCBに汚染された廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。低濃度のPCBに該当する柱上変圧器については、平成13年から電力会社が自社処理に取り組んでいる。

世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、作業者に係る

安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となった。このため、平成24年12月に特別措置法施行令に規定する処分の期間が、平成39年3月31日に改正された。また、県内で保管されている蛍光灯安定器等については、平成26年6月に国がPCB廃棄物処理基本計画を変更したことにより、中間貯蔵・環境安全事業（株）北海道PCB廃棄物処理施設で処理されることとなった。

PCB廃棄物の期限内処理の達成は決して容易ではないことから、特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号）が制定され、平成28年5月2日に公布された。計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付けた。また、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定が盛り込まれた。

本県において、PCB廃棄物は、過去約30年間処分がなされず保管を余儀なくされたが、これまでの取組により、特別措置法の制定以降、処理の体制が確保されつつある。しかし、PCB廃棄物の処理完了に向けては、まだ道半ばである。今後、計画的処理完了期限の一日も早い達成に向けて、保管事業者、PCB使用製品を所有する事業者、製造者、国、都道府県、市町村及び処分業者等の関係者があらゆる努力を払い、一丸となりこの問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たさなければならない。

この計画は、行政機関をはじめ、関係者の役割分担を明確化し、相互に連携してPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、必要な事項を定めるものである。

## 第1 基本事項

### 1 趣 旨

本計画は、特別措置法第7条の規定に基づき、「埼玉県廃棄物処理基本計画」及び国の「PCB廃棄物処理基本計画」に即して定めるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画である。

### 2 計画期間

平成19年11月から平成39年3月まで（特別措置法第14条の規定に基づき特別措置法施行令第7条で定める期間）

### 3 対象区域

埼玉県全域

### 4 対象物

特別措置法第2条第1項に定めるPCB廃棄物（注1）及び同条第3項に定めるPCB使用製品（注2）のうち、県内で保管及び所有されているもの

注1 PCB原液又はPCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの

注2 PCB原液又はPCBを含む油若しくはPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品

### 5 処分先

PCB廃棄物の処分先は、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、表1のとおりとする。

表1 PCB廃棄物の処分先一覧

PCB廃棄物の種類	処分先
高濃度PCB廃棄物（注3）	
大型変圧器・コンデンサー等（注4）、安定器及び汚染物等（小型電気機器の一部に限る。）	中間貯蔵・環境安全事業（株）東京PCB廃棄物処理施設
コンデンサーの一部	中間貯蔵・環境安全事業（株）北九州PCB廃棄物処理施設
安定器及び汚染物等（中間貯蔵・環境安全事業（株）東京PCB廃棄物処理施設の処理対象物を除く。）	中間貯蔵・環境安全事業（株）北海道PCB廃棄物処理施設
低濃度PCB廃棄物（注5）	
東京電力パワーグリッド（株）の柱上変圧器を除く	無害化処理認定施設等（注6）
東京電力パワーグリッド（株）の柱上変圧器に限る	東京パワーテクノロジー（株）川崎リサイクルセンター（容器洗浄）
	東京臨海リサイクルパワー（株）処理施設（PCB廃油処理）（注7）

注3 高濃度PCB廃棄物とは、①PCB原液が廃棄物となったもの、②PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの重量の割合が0.5%を超えるもの、③PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの重量の割合が5,000 mg/kgを超えるものをいう。

注4 大型変圧器等、大型コンデンサー等及び廃PCB等の総称。「大型変圧器等」とは高濃度PCBを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの、「大型コンデンサー等」とは高濃度PCBを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの、「廃PCB等」とは廃PCB及びPCBを含む廃油、をそれぞれいう。

注5 低濃度PCB廃棄物とは、高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物をいう。

注6 無害化処理認定施設等とは、廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づき、環境大臣が認定を行った無害化処理認定施設並びに同法第14条の4に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可及び同法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可を都道府県知事が行った施設をいう。

注7 無害化処理認定施設である。

## 6 高濃度PCB廃棄物の計画的処理完了期限

高濃度PCB廃棄物は、表2に記載された各PCB廃棄物処理施設の計画的処理完了期限までに、処分することとする。なお、特殊な形状や構造などにより処理が容易ではない機器については、事業終了準備期間を設け、各PCB廃棄物処理施設の事業終了準備期間中に処分できるものとする。

表2 各PCB廃棄物処理施設（処分先）の計画的処理完了期限及び事業終了準備期間

処分先施設名	計画的処理完了期限	事業終了準備期間
東京PCB廃棄物処理施設	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
北九州PCB廃棄物処理施設	平成31年3月31日	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
北海道PCB廃棄物処理施設	平成36年3月31日	平成36年4月1日から 平成38年3月31日まで

### (1) 処分期間の設定

平成28年の特別措置法の一部改正において、計画的処理完了期限を確実に達成するため、新たに「処分期間」が設定された。高濃度PCB廃棄物を保管する事業者は処分期間内に、その高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。また、高濃度PCB使用製品を所有する事業者（ただし、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品の所有事業者を除く。）（注8）はその高濃度PCB使用製品を処分期間内に廃棄しなければならない。この処分期間の末日は、計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の1年前の日とする。

### (2) 特例処分期限日の設定

(1) の処分期間の末日から起算して1年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。)までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する高濃度PCB廃棄物を保管する事業者及び高濃度PCB使用製品を所有する事業者(電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品の所有事業者を除く。)(注8)にあつては、高濃度PCB廃棄物の自ら処分、他人への処分委託又は高濃度PCB使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならない。

注8 電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法及び関係省令の規定に基づき、特別措置法と同様の措置を講じなければならない。

#### 7 低濃度PCB廃棄物の処理完了期限

低濃度PCB廃棄物は、特別措置法施行令第7条で定める期限である平成39年3月31日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

#### 8 その他

本計画は、「埼玉県廃棄物処理基本計画」及び国の「PCB廃棄物処理基本計画」の見直し及びPCB廃棄物の処理体制の状況等の変化を勘案して、必要な見直しを行うこととする。

## 第2 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

- 1 PCB廃棄物の保管量、PCBを含む電気機器等の使用量（発生量）及び処分見込量  
 県内のPCB廃棄物の保管量、PCBを含む電気機器等の使用量（発生量）及び処分見込量は、表3のとおりである。

表3 PCB廃棄物の保管量、PCBを含む電気機器等の使用量（発生量）及び処分見込量

高濃度PCB廃棄物の種類	保管量 (注1) (A)	使用量 (1) (注2) (B)	使用量 (2) (注3) (C)	低濃度PCB廃棄物の種類	保管量 (注1) (D)	使用量 (1) (注2) (E)	使用量 (2) (注3) (F)	処分見込量(1) (注4) (G=A+B+D+E)	処分見込量 (2) (注5) (G+C+F)
高圧変圧器(台)	105	1	18	高圧変圧器(台)	2,477	987	1,656	3,570	7,466
低圧変圧器(台)	33	0		低圧変圧器(台)	2,163	26		2,222	
高圧コンデンサー(台)	8,789	376	642	高圧コンデンサー(台)	2,545	209	48	11,919	44,319
低圧コンデンサー(台)	25,641	504		低圧コンデンサー(台)	5,517	48		31,710	
柱上変圧器(注6)(台)	0	0	0	柱上変圧器(注6)(台)	17	1	16	18	34
安定器(台)	147,846	2,001	0	安定器(台)	7,625	1,470	0	158,942	158,942
PCB(kg)	193.2	0	0	PCB(kg)	1,125.18	0.19	0	1,318.57	1,318.57
PCBを含む廃油(kg)	2,620.3	0	0	PCBを含む廃油(kg)	130,872.13	0	0	133,492.43	133,492.43
感圧複写紙(kg)	2,198.8	0	0	感圧複写紙(kg)	169	0	0	2,367.8	2,367.8
ウエス(kg)	515.12	0	0	ウエス(kg)	2,276.1	0	0	2,791.22	2,791.22
汚泥(kg)	0	0	0	汚泥(kg)	4,627	0	0	4,627	4,627
その他機器等(個)	323	0	0	その他機器等(個)	2,523	4,408	162	7,254	7,416
電気事業者の柱上変圧器(注7)(台)	0	0	0	電気事業者の柱上変圧器(注7)(台)	43,768	94,775	0	138,543	138,543

注1 特別措置法第8条の規定による届出から集計した。(集計時点：平成27年3月31日)

ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、台数や重量で計上できないものがある。また、PCB、PCBを含む廃油、感圧複写紙、ウエス及び汚泥については、体積で計上された分について1L=1kgとして重量に換算して集計した。

注2 特別措置法第8条の規定による届出から集計した。(集計時点：平成27年3月31日)

注3 電気事業法(昭和39年法律第170号)第106条の規定に基づく電気関係報告規則第4条の規定による届出から集計した。ただし、集計時点は平成28年3月末である。なお、特別措置法の届出データとの重複を考慮していない。

注4 特別措置法の届出から集計した保管中及び使用中の電気機器等について、第1の6(1)に定める処分期間の満了の日までに、全量がPCB廃棄物として処分されると仮定して求めた。

注5 特別措置法及び電気事業法の届出から集計した保管中及び使用中の電気機器等について、第1の6(1)に定める処分期間の満了の日までに、全量がPCB廃棄物として処分されると仮定して求めた。

注6 電気事業者が所有するものを除く。(自家用電気工作物)

注7 東京電力パワーグリッド㈱が所有するもの。ただし、集計時点は、平成28年8月30日である。



### 第3 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の計画的な推進

#### 1 効率的かつ実効性のある掘り起こし調査の実施

PCB廃棄物及びPCB使用製品の保管及び所有状況の実態把握を目的とする掘り起こし調査のうち、既に実施したアンケート調査については、以下のような課題が明らかとなっている。

- ・ 調査対象から漏れている事業所が存在する可能性が有ること
- ・ 回答率が7割強にとどまること
- ・ 回答内容の精査が必要であること
- ・ 未回答事業所に対する追跡調査が必要であること

今後、国などから、要調査対象者に関するアップデートされた情報及びPCBを含む機器の判別に必要な情報等の提供を受けることにより、調査の効率化を図る必要がある。

また、調査完了までに複数年度を要するため、具体的な目標期日を定め、進捗状況の把握・管理を行う。なお必要に応じて、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の保管及び所有の状況を明らかにするため、特別措置法に基づく報告徴収や立入検査の権限を活用して、実態把握の徹底を図る。

#### 2 処分期間内又は特例処分期限日までの確実かつ適正な処理

掘り起こし調査によって明らかとなったPCB廃棄物及びPCB使用製品の保管及び所有状況に基づき、保管事業者及び所有事業者に対し、県及び政令市に対する届出指導を行う。また、中間貯蔵・環境安全事業(株)及び無害化処理認定事業者への処分委託指導を行う。

処分期間内又は特例処分期限日までの処分が遵守されない場合には、高濃度PCB廃棄物の保管事業者に対する改善命令を発出し、処理を確実に進める。

保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度PCB廃棄物を期限内に処分することが困難となった事案については、計画的処理完了期限を確実に達成するため、必要な場合には特別措置法第13条の規定に基づき行政代執行を行う。

処分期間内又は特例処理期限日までに廃棄されなかった高濃度PCB使用製品については、特別措置法第18条第3項又は第20条第2項の規定に基づき、これを高濃度PCB廃棄物とみなして改善命令等の規定を適用することにより、確実な処理を進める。

#### 3 電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品

電気事業法（昭和39年法律第170号）で規定する電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、特別措置法が規定する届出義務、廃棄義務、報告徴収及び立入検査等について電気事業法の規定が適用される。

このため、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同

法の枠組みを最大限活用して規制を行い、計画的処理完了期限内に処分委託を完了させる。

## 第4 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

### 1 PCB廃棄物の処理の体制

#### (1) 高濃度PCB廃棄物

国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、表4に掲げる施設で高濃度PCB廃棄物を処分する。

表4 高濃度PCB廃棄物のPCB廃棄物処理施設の概要

事業者	中間貯蔵・環境安全事業(株)		
施設名称	東京PCB廃棄物処理施設	北九州PCB廃棄物処理施設	北海道PCB廃棄物処理施設
所在地	東京都江東区青海三丁目地先(中央防波堤内側埋立地内)	福岡県北九州市若松区響町一丁目6番24	北海道室蘭市仲町14番地7
処理能力	2.0トン/日(PCB分解量)	1.5トン/日(PCB分解量)	12.2トン/日(安定器・汚染物等量)
処理対象物	大型変圧器・コンデンサー等、安定器及び汚染物等(小型電気機器の一部に限る。)	コンデンサーの一部	安定器及び汚染物等(東京PCB廃棄物処理施設における処理対象物を除く。)
処理方式	水熱酸化分解法(注1)	脱塩素化分解法(注2)	プラズマ溶融分解法(注3)
計画的処理完了期限	平成35年3月31日	平成31年3月31日	平成36年3月31日
事業終了準備期間	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	平成36年4月1日から平成38年3月31日まで

注1 高温・高圧の熱水中でPCBを炭酸ナトリウムにより脱塩素化し、さらに酸化反応により、水・塩化ナトリウム・二酸化炭素に分解する方法

注2 PCBと薬剤等を十分に混合し、PCBの塩素を水素や水酸基等に置き換えて(脱塩素化)して、分解する方法

注3 電気エネルギーにより発生させた高温のプラズマと溶融浴の相乗効果により炉内の高温を保持し、それを熱源としてPCBを無害化する処理方法

#### (2) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定施設等での処分となる。無害化処理認定施設は、平成28年8月4日現在、31事業者により設置されており、環境省のホームページにおいて公開されている。

東京電力パワーグリッド(株)の柱上変圧器を処理するPCB廃棄物処理施設の概要は以下のとおりである。

表5 東京電力パワーグリッド(株)の柱上変圧器処理施設の概要

事業者	東京パワーテクノロジー(株)	東京臨海リサイクルパワー(株)
施設名称	川崎リサイクルセンター(容器洗浄)	東京臨海リサイクルパワー(PCB廃油処理)
所在地	神奈川県川崎市川崎区扇島4-16	東京都江東区青海3丁目地先
処理能力	140トン/日	550トン/日
処理方式	溶剤洗浄	焼却
処理対象物	東京電力パワーグリッド(株)が供給区域(注4)で使用していた柱上変圧器	

注4 東京電力パワーグリッド(株)の供給区域は、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の一部である。

## 2 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

PCB廃棄物を保管する事業者(以下「保管事業者」という。)、PCB使用製品を所有する事業者(以下「所有事業者」という。)、PCB廃棄物処理業者、県及び特別措置法第26条第1項で定める政令市(以下「政令市」という。)は、それぞれの役割を果たすことにより、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。

### (1) 保管事業者

- ア 自らの責任において、PCB廃棄物が漏えい若しくは飛散又は紛失することのないよう確実かつ適正に保管する。
- イ 保管及び処分の状況については、特別措置法第8条に基づき毎年度県又は政令市に届け出る。
- ウ 高濃度PCB廃棄物にあつては、表4に掲げる計画的処理完了期限までに確実に処理を完了させるために、計画的処理完了期限の1年前の処分期間の末日(又は処分期間の末日から起算して1年を経過した日である特例処分期限日)までに、自ら処分し、又は処分を他人に委託する。低濃度PCB廃棄物にあつては、平成39年3月31日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託する。
- エ 特に、多量の高濃度PCB廃棄物の保管事業者にあつては、県及び政令市の指導等に従い、PCB廃棄物の適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定するものとする。
- オ すべてのPCB廃棄物の処分を終えた場合は、特別措置法第10条及び第15条に基づき、その旨を県又は政令市に届け出る。
- カ 処分に当たっては、県及び政令市の指導に従い、漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講じる。
- キ PCB廃棄物の運搬や搬出などのために機器の分解が必要な場合は、PCBが漏えい、飛散しない方法で実施する。

## (2) 所有事業者

- ア PCBを含む電気機器等は、絶縁油が漏えい若しくは飛散又は紛失しないよう適正に管理する。
- イ 高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みについて、毎年度県又は政令市に届け出る。  
(電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品を除く。)
- ウ 高濃度PCB使用製品(電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。)については、中間貯蔵・環境安全事業(株)のPCB廃棄物処理施設の計画的処理完了期限の1年前の処分期間の末日(又は処分期間の末日から起算して1年を経過した日である特例処分期限日)までに廃棄する。低濃度PCBを含む電気機器等については、平成39年3月31日までに処分又はPCBを除去(注5)する。
- エ 特に、多量の高濃度PCB使用製品(電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品を除く。)の所有事業者にあつては、県及び政令市の指導等に従い、PCB使用製品の確実な廃棄に関する事項を定めた計画を策定するものとする。
- オ すべての高濃度PCB使用製品(電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。)の廃棄を終えた場合は、特別措置法第19条で準用する同法第10条に基づき、その旨を県又は政令市に届け出る。
- カ 電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法の規定に基づき、管理及び廃止を行う。

注5 国が定めた課電自然循環洗浄法による場合

## (3) PCB廃棄物処理業者

### ア 処分業者

- (ア) PCB廃棄物処理施設からの排気、排水などが周辺環境に影響を及ぼすことのないよう施設を整備、維持するとともに、適正な運転管理を行う。
- (イ) PCB廃棄物処理施設の操業状況及び測定結果など維持管理状況の情報公開を積極的に行い、PCB廃棄物処理施設の安全性について、地域住民の理解と信頼を得ることに努める。

### イ 収集運搬業者

- (ア) PCB廃棄物の収集運搬中の漏えい及び飛散を防止するため、国が定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(以下「収集・運搬ガイドライン」という。)を遵守するとともに、PCB廃棄物を処理施設に運搬する場合は、処分業者が定める受入基準を遵守する。
- (イ) 中間貯蔵・環境安全事業(株)の処理施設を設置している地元地方公共団体で輸送規制の定めがある場合は、これを遵守する。
- (ウ) 車両事故などによる運搬中のPCB廃棄物の漏えい及び飛散に迅速かつ的確に

対処するため、収集・運搬ガイドラインに従い、緊急時の連絡先や必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定め、緊急時の対応を明確にする。

(エ) PCB廃棄物を安全かつ確実に収集運搬するため、PCB廃棄物の収集運搬に従事する者に対して、収集運搬の方法、緊急時の対応など必要な事項を教育する。

#### (4) 県及び政令市

ア 国、中間貯蔵・環境安全事業（株）、電気保安関係等の事業者等と協力して、保管事業者及び所有事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認する。また、未届出のPCB廃棄物及びPCBを含む電気機器等を把握するために、必要な調査を実施する。

イ 中間貯蔵・環境安全事業（株）の処理施設における処分が必要な場合は、保管事業者及び所有事業者に対し、速やかに同社へ機器の登録手続をするよう指導する。

ウ 保管事業者及び所有事業者に対し、PCB廃棄物又はPCBを含む電気機器等を紛失することのないよう、保管及び使用の状況を調査する。また、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）については、必要に応じ報告徴収及び立入検査を実施することにより、保管等の状況の把握及び指導を行う。

エ PCB廃棄物処理業者に対し、PCB廃棄物の処理が周辺環境に影響を与えることなく安全に実施されるよう、監視及び指導を行う。

オ 県民に対し、特別措置法第9条の規定に基づきPCB廃棄物の保管及び処分の状況の公表を行うなど情報の提供を行い、PCB廃棄物の処理について県民の理解を深めるよう努める。

カ PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、保管事業者及び所有事業者等からのPCB廃棄物の保管及び処分についての相談に応じる。また、本計画で定める期限までの処理を周知・啓発し、必要な調整及び指導を行う。

キ 中間貯蔵・環境安全事業（株）の処理施設を設置している地元地域の多大な貢献を認識するとともに、地元地方公共団体が、本県のPCB廃棄物処理の推進に果たす役割の重要性に鑑み、PCB廃棄物の円滑な処理について、可能な限り協力する。

ク 県は、自ら率先して、保管・所有するPCB廃棄物及びPCB使用製品の処分委託・廃棄を早期に進める。

ケ 県は、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理にかかる費用の負担を軽減するために設けられた「PCB廃棄物処理基金」(注6)の造成に協力する。

注6 高額にならざるを得ないPCB廃棄物の処理費用の一部を中小企業者等に助成するため、独立行政法人環境再生保全機構法第16条に基づき設けられた基金である。国と47都道府県は、平成13年度から毎年度PCB廃棄物処理基金に対し拠出を行っている。

なお、県では平成13年度から平成27年度までの15年間で14億1178万円を拠出している。

### 3 PCB廃棄物の広域的な処理の体制

- (1) 保管事業者及び所有事業者、PCB廃棄物処理業者、県及び政令市は、処分期間内に処理が完了するよう連携し、相互に協力する。
- (2) 中間貯蔵・環境安全事業(株)の東京PCB廃棄物処理施設は、一都三県のPCB廃棄物を処分する施設である。このため、PCB廃棄物が確実に適正に処理されるための必要な事項について「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」(注7)において調整し、関係自治体と連携してPCB廃棄物の円滑な処理を図る。

また、中間貯蔵・環境安全事業(株)の北九州PCB廃棄物処理施設及び北海道PCB廃棄物処理施設についても、各施設の処理計画や収集運搬業者の許可水準、緊急連絡体制などの必要な事項について、関係する都道府県市等による広域協議会等において調整し、連携してPCB廃棄物の円滑な処理を図る。

注7 一都三県内のPCB廃棄物の処理について広域的に連絡、調整を行うため、一都三県及び一都三県内の政令市等で構成する協議会

- (3) 未処理事業者の一覧表を作成するに当たっては、国、中間貯蔵・環境安全事業(株)、電気保安関係等の事業者と協力して行う。
- (4) 県及び市町村は、パンフレット、広報紙やホームページ等によりPCB廃棄物に関する情報を広く県民に提供する。